

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

関係道府県・指定都市教育委員会災害担当課  
関係道府県教育委員会専修学校各種学校担当課  
関係道府県私立学校主管課  
関係国公立大学担当課  
関係国公立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた関係地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
関係道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課

#### 不審な船及び不審人物に関する周知について（依頼）

北朝鮮からと思われる不審な船や不審人物が発見されている現状を踏まえ、注意喚起を行うためのチラシ（別添）が内閣官房の協力の下、警察庁及び海上保安庁において作成され、文部科学省に対して周知依頼がありました。ついては、貴課におかれては、本事項について適切に注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

関係道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、関係道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、関係国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた関係地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、関係道府県・指定都市認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、速やかに配布していただき、職員に対して周知いただくとともに、幼児児童生徒学生に対して適切に注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、下記の関係道府県・指定都市に送付していることを申し添えます。

#### 記

北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、  
京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県

以上

(本件連絡先)

(教育委員会について)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育委員会係

電話：03-6734-4678 FAX：03-6734-3731

(専修学校・各種学校について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育  
振興室

電話：03-6734-2939 FAX：03-6734-3715

(国立大学について)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-6734-3760 FAX：03-6734-3388

(公立大学について)

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-6734-3498 FAX：03-6734-3387

(私立学校について)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係

電話：03-6734-2527 FAX：03-6734-3395

(高等専門学校について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-6734-3347 FAX：03-6734-3389

事務連絡  
平成29年12月18日

文部科学省 御中

内閣官房  
警察庁  
海上保安庁

不審な船及び不審人物に関する広報について（依頼）

平素よりお世話になっております。

北朝鮮からと思われる不審な船や不審人物が発見されている現状を踏まえ、注意喚起を行うためのチラシ（別添）を内閣官房の協力の下、警察庁及び海上保安庁において作成したところです。貴省におかれましても、速やかに下記道府県・指定都市下の学校等へ配布していただき、周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県

以上